

法人および各種団体等のお客さま

株式会社みちのく銀行

ATMでの通帳取引についてのお知らせ（法人・団体等のお客さま）

平素より、みちのく銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行は、2025年1月に青森銀行との合併ならびにシステムの統合を予定しております。

下表の②に該当するお客さまの口座（キャッシュカードを発行せず、通帳に暗証番号をご登録）につきまして、**合併後にATMで払出しを行う場合は「キャッシュカード」が必要となります。**

キャッシュカード 有無		ATMでの払出し取引		お客さまの お手続き
		現在～2024年12月	2025年1月以降	
①	現在 キャッシュカードを お持ちのお客さま	キャッシュカードまたは 通帳のどちらでも暗証番号 の入力によりお取引可 能です。	キャッシュカードのみ お取引可能です。 通帳でのお取引は不可 となります。 (入金可能)	ございません。
②	現在 キャッシュカードを お持ちでないお客さ ま（通帳に暗証番号 登録あり）	通帳と暗証番号入力によ りお取引可能です。	通帳と暗証番号入力で は払出し取引はできま せん。 (入金可能)	2024年10月までに みちのく銀行窓口 にてキャッシュカード 発行のお手続きをお 願いたします。

上表の②に該当する口座をお持ちのお客さまに対しましては、2024年5月中を目途に、ダイレクトメールにてお知らせを送付させていただき予定としております。

2025年1月の合併以降もATMでの払出しをご希望される上表の②に該当するお客さまは、最寄りのみちのく銀行窓口にて、キャッシュカード発行のお手続きをお願いいたします。カード発行のお手続きの際には、以下の書類等をご準備ください。

なお、カード発行にあたっての費用はございません。また、銀行窓口での通帳とご印鑑による払出しは、キャッシュカードをお持ちでなくても、これまでどおりご利用いただけます。

《銀行窓口でのお手続き時にご準備いただくもの》

- ① 案内文書（ダイレクトメール）
- ② 通帳
- ③ 通帳のお届け印
- ④ 本人確認書類

※法人・団体等のお客さまの本人確認書類につきましては、ご来店前に取引店にお問い合わせください。

お客さまには何かとご不便をおかけいたしますが青森銀行との合併に向けた対応の一環であり、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本お知らせは、2023年9月「ATMでの通帳取引についてのお知らせ（法人・団体等のお客さま）」に関する再度のご案内です。

本件の内容につきましてご不明の点等ございましたら、お取引店にお問い合わせ願います。

以 上